

# 東大阪市下水道事業経営戦略【概要版】

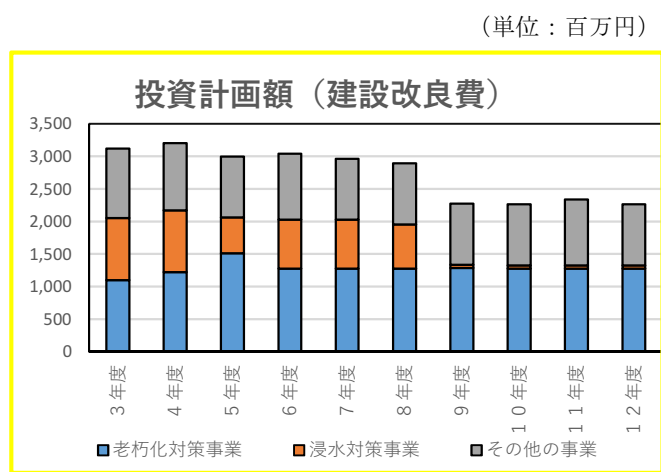
## 下水道事業経営戦略策定の趣旨

- 下水道施設の整備人口当たり普及率は令和元年度で99.9%にまで到達し、建設整備の時代が終わりに近づく一方、今後加速化する人口減少等による有収水量の減少に加え、施設の老朽化に伴う修繕・改築更新費の増大、更には頻発・激甚化する自然災害による被害の防止・最小化のための投資需要の増大等、益々厳しさを増していくと考えられる
- 人口減少等は下水道使用料の減収、維持管理費用の増大や災害対応に係る投資増には、財源が必要となるが、コロナ禍による経済収縮は税収減となり、市の一般会計や国の財政状態の悪化は、下水道事業の収入である「一般会計繰入金」・「社会資本整備総合交付金」の収入見通しを不透明にする
- 下水道サービスの安定経営には、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、中長期的な経営の基本計画である「東大阪市下水道事業経営戦略」を策定するもの
- 計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間

## 下水道事業の現状

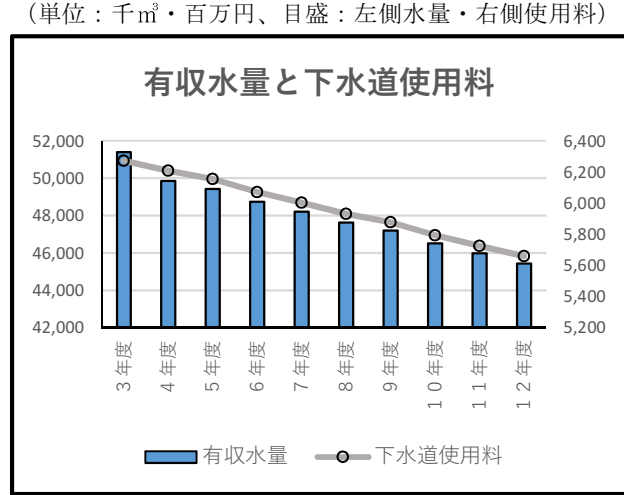
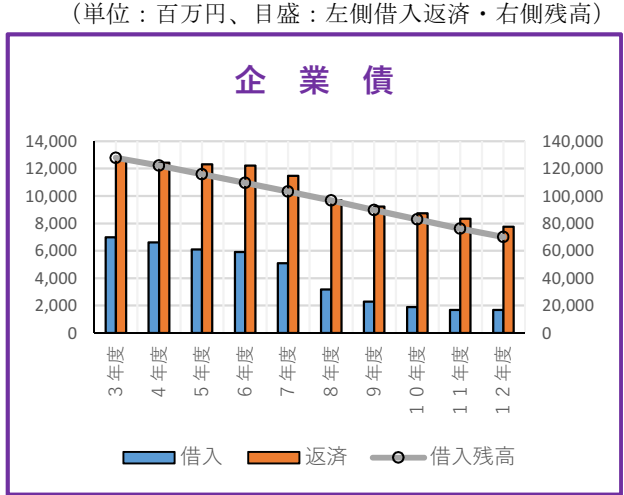
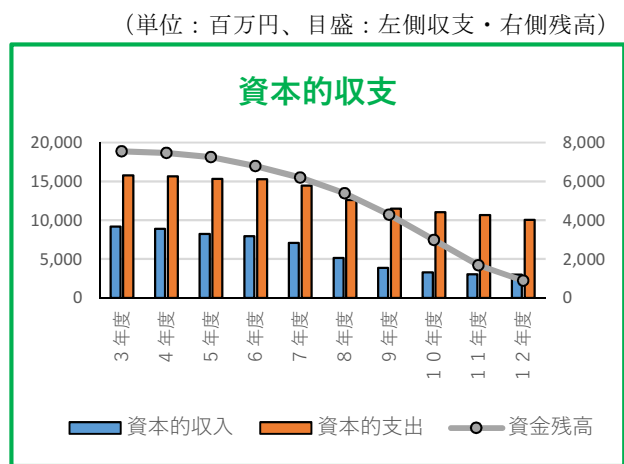
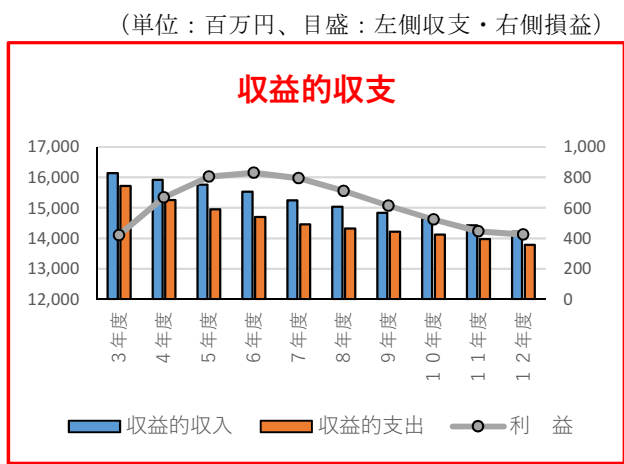
区分	概要
下水道整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下水道布設延長 1,162km (令和元年度)</li> <li>• 整備人口当たり普及率 99.9% (令和元年度) ⇒ 汚水整備は概ね完了</li> </ul>
雨水排水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上位計画である「寝屋川流域水害対策計画」に基づき、概ね10年に1度の降雨に対し、安全になるように整備</li> <li>• 現在、新岸田堂幹線増補管事業を整備中 (令和元年度～令和4年度)</li> </ul>
組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成20年度の地方公営企業法適用以来、一般職員、再任用職員の合計で25人減少 (平成20年度108人から令和元年度現在83人)</li> <li>• ICTを積極的に活用し、更なる事務の効率化及び業務連携の強化を目途とした組織機構の改正を令和3年度に予定</li> </ul>
経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 水洗化率は上がってきているが、有収水量及び下水道使用料は減少傾向</li> <li>• 経費回収率 (%) 及び汚水処理原価 (円) で中核市平均より効率的な経営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 《経費回収率》 東大阪市:122.5%、中核市平均:103.3% (平成30年度)</li> <li>※ 《汚水処理原価》 東大阪市:101.8円、中核市平均:146.2円 (平成30年度)</li> </ul> </li> <li>• 企業債残高が中核市で一番多い                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 《企業債残高》 東大阪市:1,434億円、中核市平均:601億円 (平成30年度)</li> </ul> </li> </ul>

## 投資計画



老朽化対策事業・地震対策	
管路施設の改築更新・地震対策	令和3年度 4,238m ⇒ 令和12年度 25,238m
ポンプ施設の地震対策	令和3年度 66.4% ⇒ 令和12年度 75.0%
浸水対策事業	
増補管整備延長	令和3年度 481m ⇒ 令和12年度 1,068m
増補管整備率	令和3年度 97.9% ⇒ 令和12年度 100.0%

## 財政収支計画



- 収益的収支では、収入・支出とも減少傾向であるが、利益(黒字)は継続する見込み
- 資本的収支では計画期間中の老朽化対策は支出の平準化を図り、浸水対策は令和8年度頃の完成を見込め、一方、資金残高は毎年減少し事業運営に必要な年度当初の資金は25億円を下回り支払いが滞ることを見込む
- 企業債借入額は減少傾向であり、返済額は高い水準が継続されるため、借入残高は令和12年度と令和元年度決算との比較では企業債残高は半減する見込み  
【令和3年度～令和12年度 635億円減(毎年60億円前後の減少)】
- 人口減少等による有収水量の減少により、下水道使用料収入の減少を見込む  
【令和3年度～令和12年度 6.8億円減】

## 経営戦略方針

- 経営戦略は決算毎に投資・財政計画の進捗状況を管理し、かつ投資・財政計画の条件に大きな変化がある場合や、経営戦略策定時に反映できなかった新たな経営健全化や下水道使用料の見直し等の財源確保に係る取組みが具体化した場合は、投資・財政計画を見直し、その内容を経営戦略に反映させる
- 令和12年度末における資金残高は10億円未満となり、令和13年4月時点での未払金の支払いが出来ない。よって、年度当初には25億円程度の運転資金を確保する必要性があり、**令和11年度前には、他会計等からの借入を検討し次回の経営戦略の見直し時は、具体的に資金調達方法を示す**